

協議事項

令和4～6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

三江線代替バス「作木線」「川の駅三次線」の再編（第4回会議_報告事項1 関連）及び市街地循環バスくるるんの停留所等の変更（第4回会議_協議事項1 関連）に伴い、令和3年9月24日付けで認定を受けた地域内フィーダー系統確保維持計画（令和3年度第1回三次市地域公共交通会議にて承認済）の内容に変更が生じたため、計画の変更について申請するものです。

1 変更内容

路線名	作木線	川の駅三次線	市街地循環バスくるるん
変更内容	運行系統の新設, 変更 運行時刻の変更	運行時刻の変更	停留所（名称）の変更

2 変更予定日

令和4年4月1日

3 関連資料

- (1) 令和4年度～6年度 地域内フィーダー系統確保維持計画 … 【別紙】
- (2) 表1 運行系統の概要 … 【本資料3ページ】
- (3) 系統図（作木線） … 【本資料4ページ】
- (4) 時刻表（市街地循環バスくるるん, 作木線, 川の駅三次線） … 【本資料5ページ以降】

【参考】地域内フィーダー系統確保維持計画の変更

三次市内を運行する6つの路線(※)については、国の地域公共交通確保維持改善事業の認定を受け、国庫補助金の交付により運行を支援いただいています。この事業の実施にあたっては、地域公共交通会議において『地域内フィーダー系統確保維持計画』を策定する必要があり、昨年6月に実施した三次市地域公共交通会議による協議を経て、中国運輸局に提出後、令和3年9月24日付けで計画の認定を受けています。

この『地域内フィーダー系統確保維持計画』に記載している内容を変更する際には、その内容を地域公共交通会議での協議を調えた上で、中国運輸局に対し変更の申請を行う必要があることから、本会議にてお諮りするものです。

《※6つの路線》 くるるん、赤名線、下高野線、作木線、川の駅三次線、さくぎニコニコ便

